

京都大学研究公正推進アクションプラン

平成27年3月
平成28年7月改正
平成29年8月改正
平成30年8月改正
令和元年10月改正
令和3年1月改正
令和3年12月改正
研究公正委員会

はじめに

本アクションプランは、「京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程」に基づき、京都大学での学術活動（研究及び学習）を公正に推進するため、本学として取り組むべき事項を示すものである。（▶ は実施責任部署）

①ガイダンスでの学生への「公正な学術活動」の啓発

- (1) 学部新生に対して、入学時の全学共通科目に関するガイダンスにおいて、公正な学術活動の教育を行う。すべての学部授業を英語で行うコースについては、英語で行う。学部への編入学生に対しては、各部局で編入時に公正な学術活動の教育を行う。
▶国際高等教育院、編入学部学生を受け入れる部局
- (2) 卒業研究を行う場合には、年度初めのガイダンス等で卒業研究に対応した公正な学術活動の教育を行う。
▶各学部
- (3) 大学院の新生にも、入学時のガイダンスで公正な学術活動の教育を行う。大学院への編入学生に対しては、各部局で編入時に公正な学術活動の教育を行う。
▶各研究科等
- (4) 学部生・大学院生に対して、学術情報リテラシー関連の講習会等で文献検索等と併せて公正な学術活動の教育を行う。
▶図書館機構

②授業中の学術マナー教育

- (1) 学術研究の統一的な理解と、責任感と謙虚さを伴った発表を指導する。
▶各部局、各授業担当教員
- (2) 授業の配布資料には引用元を明示することを標準とし、各教員自らが適切な引用等の模範を示す。
▶各部局、各授業担当教員
- (3) レポート課題等を具体的な学術マナー教育の重要な機会ととらえ、剽窃等の不正を根絶するよう、各教員が指導する。この際、不正行為の具体例を示し、不正行為が認定された場合の処分についても教員が明示する。
▶各授業担当教員、各部局、国際高等教育院

- (4) 学部ではレポート課題に剽窃等の不正がないか教員が確認し、大学院でも学術マナー教育を行う。

▶各部局

③大学院生への論文執筆教育

- (1) 修士・博士論文執筆前に、必ず一度は対面で研究公正の基本についてのチュートリアルを学生に受講させる。あるいは代替措置として、本学が定める大学院共通科目「研究倫理・研究公正」を受講させる。

▶各部局、国際高等教育院

- (2) 部局内において剽窃検知オンラインツールの利用を促進するなど、修士・博士論文における剽窃等の不正防止の取組を推進する。

▶各部局、研究公正委員会

④教員への対応

- (1) 本学で研究活動を行うすべての研究者（大学院生を含む）及び授業を行う教員に対して e-Learning 等による研究公正に関する研修の受講を義務づける。

▶部局長、研究公正委員会、学術研究支援室、事務本部（研究推進部）

- (2) 教員の新規採用時の研修会において、研究公正について啓発を行う。

▶各部局、研究公正委員会、事務本部（総務部、研究推進部）

- (3) 新任教員教育セミナーにおいて、公正な学術活動の教育を取り入れたFDを行う。

▶各部局、高等教育研究開発推進センター

- (4) 教員・研究者に対して、学術情報リテラシー関連の講習会等で文献検索等と併せて公正な学術活動について啓発を行う。

▶図書館機構

- (5) 研究公正に関する研修と併せて、研究者向けの研究公正リーフレットを配布し、新任研究者を中心に全ての研究者に対し意識向上を促す。

▶各部局

- (6) 教員が著者（共著者を含む。）となる論文について、部局内において剽窃検知オンラインツールの利用を促進する。

▶各部局、研究公正委員会、事務本部（研究推進部）

⑤研究データ保存

- (1) すべての研究者には、大学及び各部局が定めるルールに従い研究データを一定期間保存し、適切に管理、開示する責務がある。各部局においては、研究データ保存に係るルールを、内規等でしっかりと定めるとともに、少なくとも年度内に1度は構成員に対して周知徹底する。

▶研究公正委員会、各部局、各研究者

⑥環境の整備

- (1) ①～⑤の実施に必要となる、ガイダンス資料、学術マナー教育資料、指定のチュートリアル実施のためのマニュアル例、e-Learning 等による研修資料、新任教員研修

資料、研究公正に関するパンフレット及び研究データ保存に関するパンフレットを作成し、各部局、教員をはじめとする研究公正の推進に関わる者へ理解しやすい情報提供を行う。

▶研究公正委員会、学術研究支援室、事務本部（研究推進部）

- (2) 教員が著者（共著者を含む。）となる論文、修士・博士論文やレポート課題における剽窃の有無についての確認、及び研究データ保存等に必要な教員・研究者が利用できる技術的なシステム環境を整備し、利用促進の周知を行う。

▶各部局、研究公正委員会、情報環境機構、事務本部（研究推進部）

- (3) 部局における研究データの保存に責任を負う部局長に対し、必要な講習等を通じて、研究データの適切な保存に係る体制強化を促す。

▶研究公正委員会、事務本部（研究推進部）

- (4) 研究公正やその教育に関する情報・リソースを共有する場を設けるなど、公正な学術活動の推進に取り組む学部生・大学院生・教員・研究者への支援体制を整備する。

▶研究公正委員会、学術研究支援室、事務本部（研究推進部）

- (5) 本アクションプランの実施項目について、毎年度に実施状況を確認し、検証する。

▶研究公正委員会、事務本部（研究推進部）

『⑥環境の整備』に係る研究公正推進関連コンテンツについて

項目番号	コンテンツ	目的等	部局における教員等への周知方法	関連項目
⑥-(1)	公正な研究について(全学共通科目履修手引き掲載資料)※	新入学部生に対する啓発資料	部局ガイダンス等、必要に応じてご使用ください	①-(1)
	卒業研究年次の年度当初ガイダンス資料※	卒業研究年次の学部生に対するガイダンス資料例	部局ガイダンス等、必要に応じてご使用ください	①-(2)
	大学院年度当初ガイダンス資料※	新入大学院生に対するガイダンス資料例	部局ガイダンス等、必要に応じてご使用ください	①-(3)
	学術マナー教育資料※	学生への授業中の学術マナー教育のため、全ての教員に対して配布	教員が新規採用された際の配布の他、必要に応じて再配布を行ってください	②
	指導教員による対面型チュートリアルについて※	指導教員による、学位論文執筆前学生への対面での研究倫理教育 学位論文執筆前に必ず一度は実施が必要	教員が新規採用された際の周知の他、必要に応じて再周知を行ってください	③-(1)
	大学院共通科目「研究倫理・研究公正(理工系・人社会系・生命系)」について	学位論文執筆前学生への講義・グループワーク形式の研究倫理教育 学位論文執筆前に必ず一度は受講が必要(対面型チュートリアルで代替可)	毎年度開講いたしますので、周知を行ってください 必要に応じて再周知を行ってください	③-(1)
	研究公正研修(e-Learning)	研究倫理教育の実施のための e-Learning 本学において学術研究活動を行う者は受講が必要	毎年度更新通知を行いますので、周知を行ってください 教員が新規採用された際は、必要に応じて個別周知を行ってください	④-(1)
	新任教員研修資料(研究公正に係る分)※	新規採用教員説明会において使用した資料	必要に応じてご使用ください	④-(2)
	研究公正パンフレット 【研究公正－論文不正が続発しています－】	研究者にわかりやすい研究公正パンフレット 本学において学術研究活動を行う者に対して配布	紙媒体は必要数を部局へ配布しますので、該当者に配布を行ってください	④-(5)
研究データ保存パンフレット 【公正な研究活動の推進のための研究データ保存】	研究者にわかりやすい研究データ保存への留意のためのパンフレット	紙媒体は必要数を部局へ配布しますので、該当者に配布を行ってください	⑤	
⑥-(2)	剽窃検知オンラインツール(iThenticate)	研究者の意図しない剽窃や、指導学生の学位論文等の剽窃の未然防止のためのツール すべての研究者(大学院生を含まない)が利用対象者	毎年度更新通知を行いますので、周知を行ってください 教員が新規採用された際は、必要に応じて個別周知を行ってください	③-(2) ④-(6)
⑥-(5)	研究公正推進アクションプラン実績報告※	毎年度のアクションプラン実施状況の確認・検証結果の報告		

※教職員ポータル「文書共有」へのリンクのため、学内ネットワーク接続からアクセスをお願いいたします。